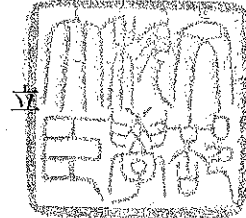


20校文科高第95号

平成20年10月31日

学校法人駿河台大学理事長 殿

文部科学大臣  
塩谷



平成21年度開設予定の研究科の設置について（通知）

平成20年5月30日付けで申請のあった駿河台大学大学院心理学研究科の設置については、別紙のとおり認可したので通知する。

なお、認可にあたっては、別添のとおり留意事項を付しているのので、各事項に留意の上、その実施に遺漏のないようにすること。

また、留意事項への対応状況及び教育課程、教員組織等に関する設置計画については、その履行状況を完成年次に至るまで毎年度報告するとともに、設置計画に変更を加えようとするときは、あらかじめ変更内容について届け出ること。留意事項への対応状況等の報告、設置計画の変更に係る届出については、別途文書で連絡することとする。

|      |    |  |                              |
|------|----|--|------------------------------|
| 区分   | 私立 | 大学名  | 駿河台大学大学院                     |
|      |    | 学部等名   | 心理学研究科 臨床心理学専攻(M), 法心理学専攻(M) |
| 留意事項 |    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「刑事法特論」では刑事訴訟法に関する内容を充実させること。また、「民事法特論」においては、他の科目に「家族と法特論」が配置されているので、財産法の内容を充実させること。(法心理学専攻(M))</li><li>・ 教員の補充を必要とされた1授業科目については、科目開設時までに教員を充足すること。(法心理学専攻(M))</li></ul> |                              |
|      |    |  |                              |



20校文科高第95号

# 認 可 書

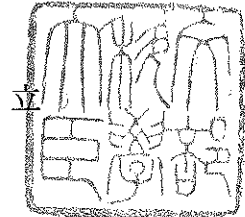
学校法人駿河台大学

平成20年5月30日付けで申請のあった駿河台大学大学院心理学研究科の設置を、下記のとおり認可します。

ついては、施設、設備、教員組織等に関する設置計画は、申請どおり確実に履行してください。

平成20年10月31日

文部科学大臣 塩 谷



記

- 1 大学の名称，研究科及び専攻，収容定員，位置  
裏面記載のとおり
- 2 修業年限  
2年
- 3 開設時期，開設年次  
平成21年4月1日，1年次

| 大学院の名称   | 研究科名        | 専攻等名 | 入学定員 | 収容定員 | 位置     |
|----------|-------------|------|------|------|--------|
| 駿河台大学大学院 | 心理学研究科      |      | 人    | 人    | 埼玉県飯能市 |
|          | 臨床心理学専攻 (M) |      | 15   | 30   |        |
|          | 法心理学専攻 (M)  |      | 15   | 30   |        |

平成20年10月31日

## 設置計画履行状況等調査への対応について

新学部等を開設した場合、原則として、当該学部等が「完成年度」（開設年度に入学した学生が卒業する年度）を迎えるまでは、設置計画履行状況等調査（通称：アフターケア（AC））の対象期間となります。

AC期間中は、状況に応じて下記のとおり対応が必要ですので、遺漏のないよう、確実に対応願います。

記

### 【設置計画履行状況等調査】

#### 1. 「設置計画履行状況等調査報告書」の提出

所定の様式により提出してください。（毎年、5月中旬頃提出締め切り）

#### 2. 設置計画履行状況等調査

上記報告書の調査の結果、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による面接又は実地調査を行う場合があります。（例年6～7月又は10～11月。）その旨の連絡を受けた場合は適宜対応願います。

### 【設置計画の変更】

#### 3. 専任教員を変更等する場合

- ①専任教員を新たに採用する場合
- ②専任教員の担当授業科目を追加する場合
- ③専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- ④専任教員を昇格させる場合

は、当該専任教員が授業を開始する前に、必ず「専任教員採用等設置計画変更書」を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査を受けてください。

#### 4. 校舎等建物の面積を減じようとする場合及び建築計画が遅延する場合

事前に「建築等設置計画変更書」を提出してください。

#### 5. その他

設置計画に大きな変更等がある場合は、事前に文部科学省大学設置室にご相談ください。

※上記の詳細につきましては、毎年2月下旬頃に送付する文書又は「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」（毎年度改訂予定）をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、大学振興課大学設置室までお問い合わせください。